

令和4年度 保育料階層別区分表(2号・3号用)

日高市

階層区分	保育料を算定する場合の定義	保育標準時間の額 (月額)			保育短時間の額 (月額)			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
1	被保護者又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)に規定する被保護者又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
2	市町村民税非課税世帯 (1階層を除き、政令に規定する「市町村民税を課されない者」の世帯)	0	0	0	0	0	0	
3a	市町村民税課税世帯 (1階層及び2階層を除き、政令に規定する「市町村民税の所得割の額を合算した額」が次の区分に該当する世帯)	所得割非課税	8,000	0	0	7,800	0	0
3b		1円以上10,000円未満	11,000	0	0	10,800	0	0
3c		10,000円以上29,000円未満	13,000	0	0	12,700	0	0
3d		29,000円以上48,600円未満	15,000	0	0	14,700	0	0
4a		48,600円以上61,000円未満	17,000	0	0	16,700	0	0
4b		61,000円以上73,000円未満	20,000	0	0	19,600	0	0
4c		73,000円以上85,000円未満	24,000	0	0	23,500	0	0
4d		85,000円以上97,000円未満	28,000	0	0	27,500	0	0
5a		97,000円以上115,000円未満	32,000	0	0	31,400	0	0
5b		115,000円以上133,000円未満	36,000	0	0	35,300	0	0
5c		133,000円以上151,000円未満	40,000	0	0	39,300	0	0
5d		151,000円以上169,000円未満	44,000	0	0	43,200	0	0
6a		169,000円以上202,000円未満	47,000	0	0	46,200	0	0
6b		202,000円以上235,000円未満	50,000	0	0	49,100	0	0
6c		235,000円以上268,000円未満	53,000	0	0	52,000	0	0
6d	268,000円以上301,000円未満	56,000	0	0	55,000	0	0	
7	301,000円以上397,000円未満	58,000	0	0	57,000	0	0	
8	397,000円以上	58,000	0	0	57,000	0	0	

備考

- 1 階層区分の判定を行う際の市町村民税の取扱いについては、政令の規定するところにより、特定教育・保育等のあった月の属する年度(その月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税を用いるものとする。
- 2 令和元年10月より、3～5歳児の保育料が無償化されました。(副食費は一部免除対象者を除き、施設等により別途徴収があります。)
- 3 保育料決定通知書の金額が保育料算定の軽減措置に該当し、保育料階層区分表に当てはまらないケースがありますので、裏面の内容を確認してください。